

防地地第 1 1 6 2 1 号
令和 3 年 7 月 1 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

補助事業等に係る建築関係の設計費及び監理費の算定について(通知)

標記について、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 2 1 号。）第 2 0 条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号。第 4 条を除く。）等に基づく補助事業等のうち、建築士法（昭和 2 6 年法律第 2 0 2 号）第 3 条又は第 3 条の 2 に規定する工事に該当するものについて、補助事業者等がその設計又は工事監理等（工事監理、建築工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督をいう。）を発注する場合の設計費及び監理費の算定については、原則として次に定めるところによる。
 - （1）設計費の算定は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定する「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」に準拠して行う。
 - （2）監理費の算定は「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（昭和 5 4 年 7 月 1 0 日建設省告示第 1 2 0 6 号）に準拠して行う。
- 2 1 に定めるもののほか、設計費及び監理費の算定に関し必要な細目は、地域社会協力総括課長が定める。